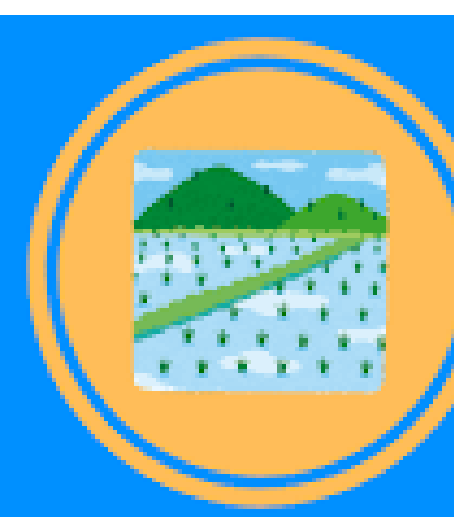
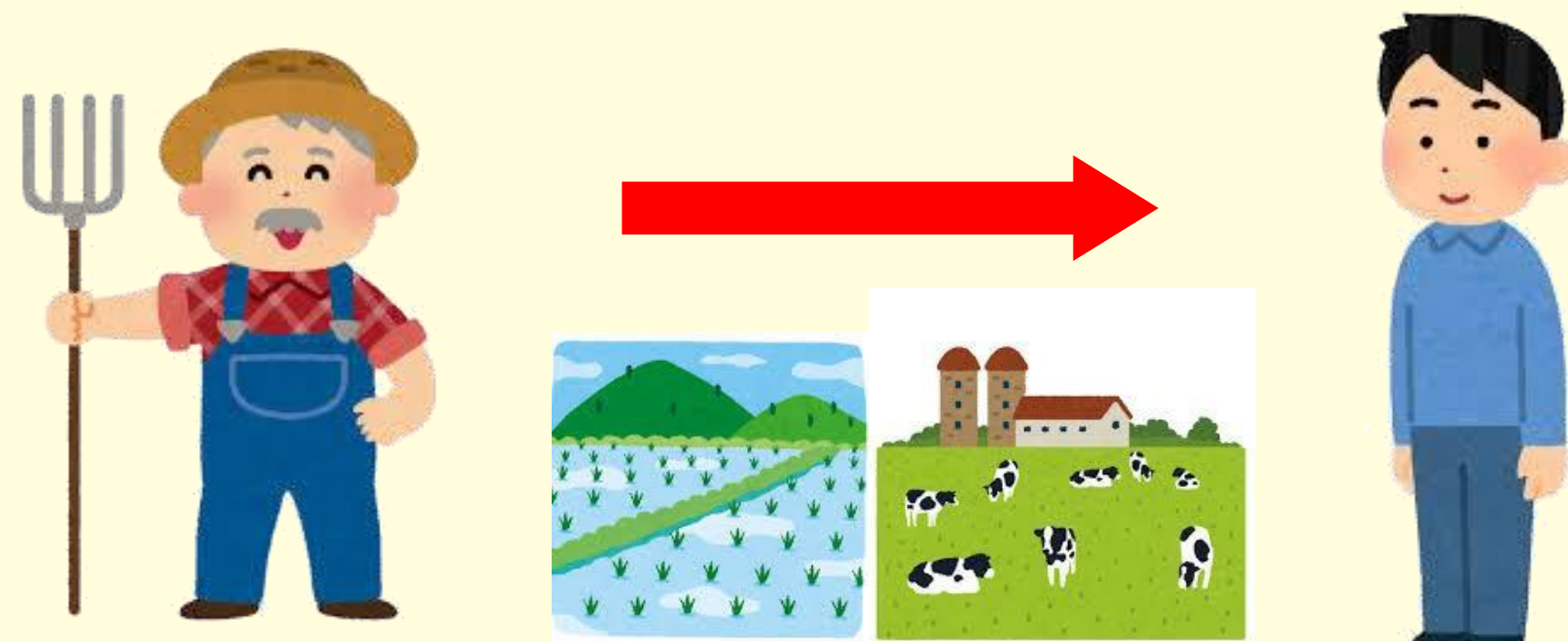




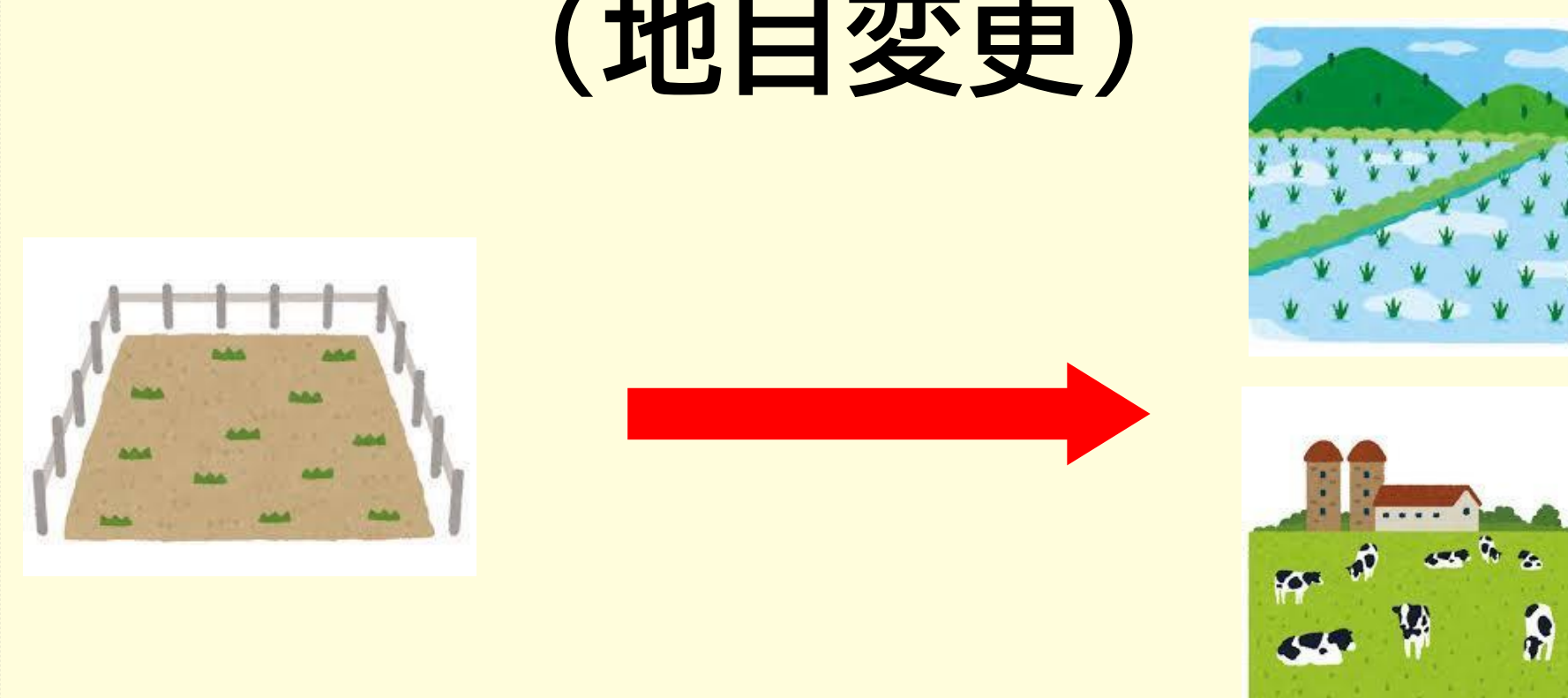
農地の取り扱いについて

- ・農地（田・畑）は農地法により守られています。
- ・農地を購入または、宅地用地や駐車場への転用には農業委員会の許可証が必要です。
- ・農地の所有権移転や、転用などを行う場合は農業委員会へ許可申請をしてください。

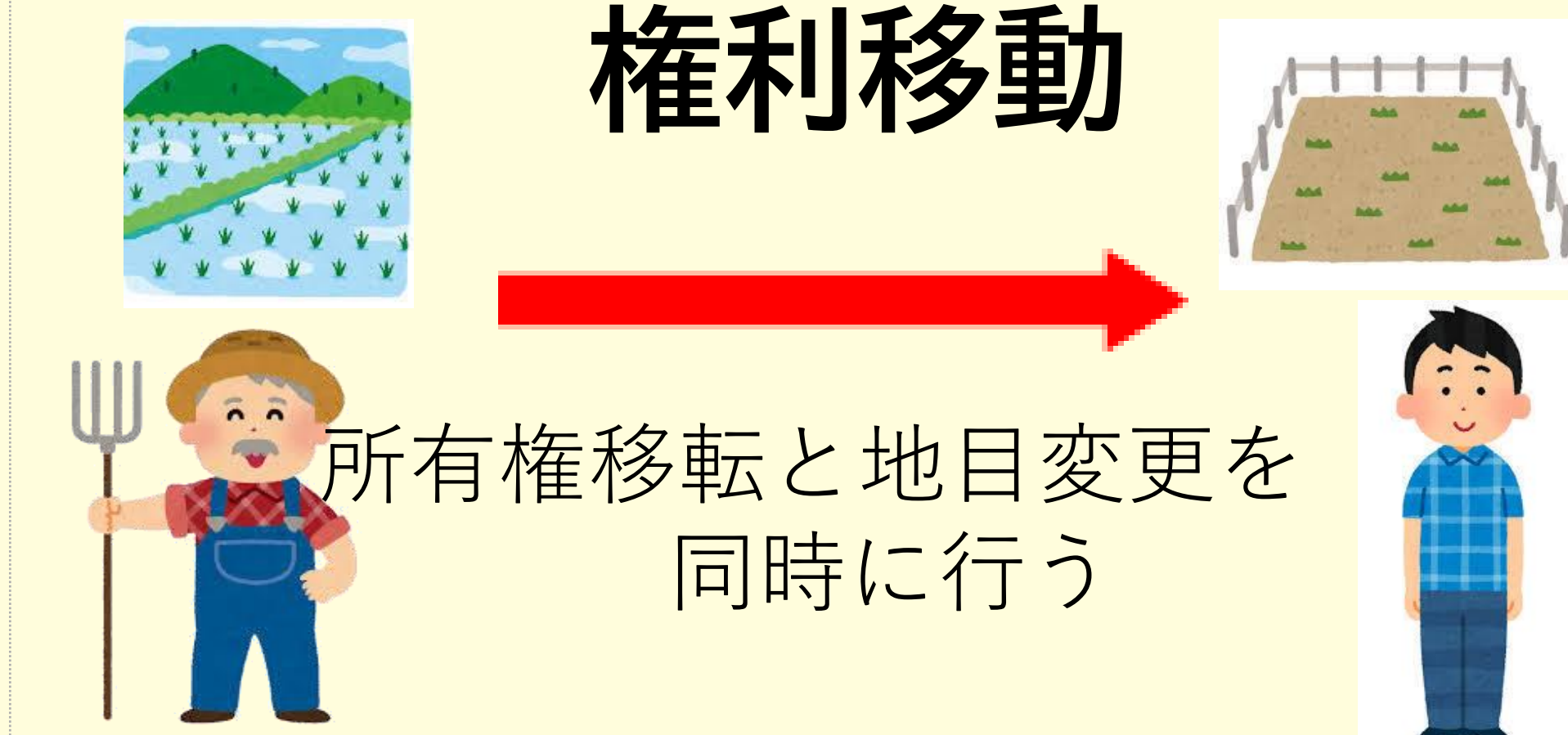
3条 権利移動 (所有権移転)



4条 転用 (地目変更)



5条 転用目的の 権利移動



空き家バンクに付帯する農地取得は農地法第3条の規定による許可申請が必要です。

※許可申請書は、安芸太田町H P か安芸太田町農業委員会事務局までお問い合わせください。
安芸太田町農業委員会事務局 ☎：0826-28-1973

農地購入予定者



農地取得のため
※許可申請書を農業委員会へ提出します。

農業委員会



農業委員会により審査が行われます。認められると許可書が交付されます。

法務局



許可書がないと所有権移転はできません。申請書受付から許可までの事務処理に30日ほどかかります(安芸太田管轄は可部出張所)

相談窓口はこちら

◆家・土地の活用等の相談・仲介なら

不動産会社

●土橋不動産

連絡先 0826-22-0039

佐々木一好行政書士事務所

●佐々木一好司法書士

連絡先 0826-22-1759

◆相続登記、所有権移転など

福本司法書士事務所

●福本司法書士

連絡先 0826-22-0714

◆土地・建物に関する調査、測量及び登記申請手続きなら

坪田敏男

土地家屋調査士事務所

●坪田 敏男

連絡先 0826-22-2236

川本文男

家屋調査士事務所

●川本 文男

連絡先 090-4102-7690

◆管轄法務局

●広島法務局

(可部出張所)

連絡先 082-812-2548

◆家財や荷物の処分、解体については

一般廃棄物処理業・

解体工事業他・蜂の巣駆除

●(株)クランプロ

連絡先 (0826) -28-1880

廃棄物の収集運搬・

解体工事等

●西部環境有限会社

連絡先 (0826) -28-1888

◆不用品の買取りについては

リサイクルショップ

●広島蔵乃屋

連絡先 0120-457-266



安芸太田町役場 地域協働課

☎：0826-28-2116

E-mail：chikikyodo@akiota.jp

FAX：0826-28-1622

令和7年度版